

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等に一部未対応の項目がある場合があります。

主な根拠法令等

- ・地密基準 : 指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)
- ・解釈通知 : 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)
- ・市条例 : 奈良市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成30年奈良市条例第12号)
- ・市要項 : 奈良市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する要項

- I 基本方針
- II 人員基準
- III 設備基準
- IV 運営基準

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
I-1 基本方針	指定看護小規模多機能型居宅介護の事業は、居宅基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び地密基準第62条に規定する小規模多機能型居宅介護支援の基本方針を踏まえて行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第170条	
I-2 暴力団の排除	指定看護小規模多機能型居宅介護の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利用することとならないようにしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市条例第4条	
II-1* 従業者の員数	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに置くべき看護小規模多機能型居宅介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者を前年度の平均利用者数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上としているか。 ●【解釈通知第2-2(1)、(3)】常勤換算方法の算定又は常勤の職員に当たっては、当該事業所において定める(就業規則、雇用契約等)時間を基本とし、32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合は、30時間として取扱い可能。 また、常勤要件が設けられている職種において、当該従業者が育児・介護休業等を取得中の期間は、資格要件を満たした非常勤職員の常勤換算とすることが可能。 ●【地密基準第171条第6項】宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 ●【地密基準第171条第7項】指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護医療院と併設している場合、当該本施設及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の双方の人員基準を満たす場合は、介護職員は、本施設職員の職務に従事することができる。	【通いサービスの従業者】例えば、次の条件の場合 1前年度の平均利用者数を9人 2常勤職員の1日の勤務時間を8時間 3夜間及び深夜の時間帯を21時から6時 ↓ (9人÷3=3人)×8時間=24時間 となり、3以外の時間帯の15時間の間に、24時間分の介護従業者の配置が必要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第171条第1項、第2項	・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ・従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ・資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
	看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師であるか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第171条第3項	
	看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、看護職員であるか。	○「看護職員」= 保健師、看護師又は准看護師	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第171条第4項	
	通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は、看護職員であるか。 ●【解釈通知第3-8-2(1)2へ】看護職員である看護小規模多機能型居宅介護従業者は、日中の通いサービスと訪問サービスを行う各サービスで1名以上必要。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第171条第5項	

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いているか。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護医療院の職務に従事することができる。</p> <p>介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者であるか。</p> <p>●【解釈通知第3-8-2(1)3】介護支援専門員は、指定を受ける際に、地域密着研修通知2(1)1の「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了しているものとする。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第171条第11項	
	<p>●【解釈通知第3-8-2(1)3】介護支援専門員は、指定を受ける際に、地域密着研修通知2(1)1の「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了しているものとする。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第171条第12項	
II-2* 管理者	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は「同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護医療院等」を削除。)他の事業所、施設等<令和6年度改正事項>の職務に従事することができる。</p> <p>●【解釈通知第3-8-2(2)1】事業所における事故発生時等の緊急時において、管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。<令和6年度改正事項></p> <p>管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者、又は保健師若しくは看護師であるか。</p> <p>●【解釈通知第3-8-2(2)2】管理者は、指定を受ける際に、地域密着研修通知1(1)の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了しているものとする。</p> <p>●【解釈通知第3-8-2(2)5】保健師及び看護師については、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要がある。</p>	管理職等の立場であっても、出勤簿やタイムカード等で勤務時間を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第172条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の雇用形態がわかるもの ・管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ・管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ・研修を終了したことがわかるもの
	<p>●【解釈通知第3-8-2(2)2】管理者は、指定を受ける際に、地域密着研修通知1(1)の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了しているものとする。</p> <p>●【解釈通知第3-8-2(2)5】保健師及び看護師については、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要がある。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第172条第3項	
II-3 看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者又は保健師若しくは看護師であるか。</p> <p>●【解釈通知第3-8-2(3)1】指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者とは、基本的には運営法人の理事長や代表取締役をいうものであるが、別に地域密着サービス部門の代表者を定めることも可能である。</p> <p>●【解釈通知第3-8-2(3)2】指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、指定を受ける際に、地域密着研修通知3(1)の「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了しているものとする。</p> <p>●【解釈通知第3-8-2(3)5】保健師及び看護師については、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要がある。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第173条	

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-1 登録定員及び利用定員	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を29人以下としているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第174条第1項	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めているか。 ・通いサービスにの利用定員は、登録定員の2分の1から15人、登録定員が26人又は27人の場合は16人、登録定員が28人の場合は17人、登録定員が29人の場合は18人まで ・宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで ●【解釈通知第3-8-3(1)2】利用定員については、当該事業所で1日当たりの同時にサービスの提供を受ける者の上限を指すものであり、1日当たりの延べ人数ではないことに留意すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第174条第2項	
Ⅲ-2* 設備及び備品等	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	指定の際に届出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第175条第1項	・平面図(行政機関側が保存しているもの)
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の設備の基準は、次の基準を満たしているか。 ・居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 ・宿泊室は、次のとおり 1 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 2 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。 3 個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 4 プライバシーが確保された居間については、3の個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。 5 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。 ●【解釈通知第3-8-3(2)2】通いサービスの利用定員を15人を超えて定めている場合にあっては、居間および食堂を合計した面積は、利用者の処遇上支障がないと認められる十分な広さ(1人当たり3平方メートル以上)確保することが必要である。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第175条第2項	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第175条第3項	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第175条第4項	

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-1* 内容及び手続の 説明及び同意	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>●【市要項第3章第2の2-2準用】重要事項説明書には、次の項目を定めておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・通常の事業の実施地域 ・利用料その他の費用の額 ・緊急時の対応 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制及び窓口(事業所、奈良市、奈良県国民健康保険団体連合会の連絡先) ・守秘義務 ・利用定員 ・非常災害対策 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) <p>●【地密基準第3条の7第2項準用】重要事項説明書の交付及び説明を、利用申込者又はその家族の申出など一定の要件の下で電磁的方法によることも可能。</p>	<p>開所時間、職員の数等、運営規程と記載内容が相違していないか。</p> <p>記載内容とサービスの実態が乖離していないか。</p> <p>利用者の同意欄、事業者側の説明者記入欄、説明及び同意年月日欄などの記載が漏れていないか。</p> <p>サービスの提供開始後に重要事項説明書の同意を得ていないか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の7準用	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書(利用申込者の同意があったことがわかるもの) ・利用契約書
IV-2 提供拒否の禁止	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、正当な理由なく指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>●【解釈通知第3-1-4(3)準用】利用申込に対してサービス提供を拒否できる正当な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ・通常の事業の実施地域外の利用者からの利用申込の場合 ・その他利用申込者に対して適切なサービスが行えない場合 		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の8準用	
IV-3 サービス提供困難時の対応	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の9準用	
IV-4* 受給資格の確認	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するように努めているか。</p>	<p>事業所で保管している被保険者証の写しが古いものになっていないか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の10第1項準用	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
IV-5 要介護認定の申請に係る援助	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の11第1項準用	
IV-6* 心身の状況等の把握	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第68条準用	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議の記録

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-7 居宅サービス事業者等との連携	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第69条第1項準用	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第69条第2項準用	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第69条第3項準用	
IV-8 身分を証する書類の携行	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第70条準用	
III-9* サービス提供の記録	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の提供日及び内容、当該指定看護小規模多機能型居宅介護について介護保険法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 ●【解釈通知第3-1-3(12)1準用】指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際に、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない内容としては、次のとおりである。 ・指定看護小規模多機能型居宅介護の提供日 ・サービス内容 ・保険給付の額 ・その他必要事項	サービス利用票（提供票）等は保管されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の18第1項準用	・居宅サービス計画 ・サービス提供記録 ・送迎記録がわかるもの
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 ●【市要項第3章第1-4準用】指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際にサービス提供記録に記載しなければならない内容としては、次のとおりである。 ・指定看護小規模多機能型居宅介護の提供日 ・サービスの開始時刻及び終了時刻 ・提供した具体的なサービスの内容 ・訪問介護員等の氏名 ・利用者の氏名及び心身の状況 ・その他必要事項	サービス提供記録は保管されているか。 サービス提供の内容等について、文書又は電磁的方法のいずれによる記録の場合でも、利用者からの申出に基づき情報を提供できるようにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の18第2項準用	
IV-10* 利用料等の受領	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し領収証を交付しているか。	領収証の控えなどは事務所で保管しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険法第41条第8項準用	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第71条第1項準用	・請求書 ・領収書

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じさせていないか。</p> <p>●【解釈通知第3-1-4(13)2準用】そもそも介護保険給付の対象となる指定看護小規模多機能型居宅介護と明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に当該事業が指定看護小規模多機能型居宅介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ・当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ・会計が指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計と区分されていること。 <p>●【市要項第3章第1の5準用】指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅までの交通費の支払を利用者から受けることができる。 なお、通常の事業の実施地域内の交通費については、駐車場代も含め徴収できないものとする。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第71条第2項準用	
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、次に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ・利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ・食事の提供に要する費用 ・宿泊に要する費用 ・おむつ代 ・その他指定看護小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用（以下、「その他の日常生活費」とする。） <p>●【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱について(厚生労働省通知)】「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 ・保険給付の対象となっているサービスと明確に区別されないような、曖昧な名目による費用徴収は認められないため、費用の内訳を明らかにしていること。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜が利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものであり、当該費用の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明がなされたうえで同意を得ていること。 ・「その他の日常生活費」の受領が、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるものであること。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額が、当該施設の運営規程において定められており、かつ、その内容が記載された文書が施設の見やすい場所に掲示されていること。 	重要事項説明書等に当該サービスについての記載がされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第71条第5項準用	
IV-11 保険給付請求のための証明書の交付	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の20準用	

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-12* 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本方針	指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第176条第1項	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第176条第2項	
IV-13 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助<令和6年度改正事項>を妥当適切に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第177条第1号	
	指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第177条第2号	
	指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第177条第3号	
	看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第177条第4号	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ●【市条例第9条(1)】身体拘束廃止委員会を設置し、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、次に掲げる事項について検討すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急やむを得ない場合に該当するかどうか ・身体的拘束等の内容、目的及び理由 ・拘束時間又は時間帯、拘束期間又は解除予定日 ・解除に向けた具体的取組 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第177条第5号	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ・身体的拘束等の適正化のための指針 ・身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ●【<u>【減算適用】</u>】身体的拘束等に係る記録をしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算有り。(令和7年3月31日までは適用しない。) ●【<u>【減算適用】</u>】緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。<令和6年度改正事項> ●【市条例第9条(2)】【市要項第3章第4-1準用】やむを得ず身体的拘束等を実施することとなった場合は、あらかじめ利用者及びその家族に委員会での検討結果の説明を行い、同意を得ること。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第177条第6号	

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。<令和6年度改正事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 	<p>【減算適用】 地密基準第177条第7号に規定する基準を満たしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算あり。(令和7年3月31日までは適用しない。)</p>			地密基準第177条第7号	
	<p>●【解釈通知第3-8-4(1)4】身体拘束適正化検討委員会の構成メンバーについては、事業所の管理者及び従業者に加え、第三者や専門家を活用して構成することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用が考えられる。なお、身体的拘束適正化検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。<令和6年度改正事項></p> <p>●【解釈通知第3-8-4(1)5】身体拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。<令和6年度改正事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ・身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 <p>●【解釈通知第3-8-4(1)6】身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年2回以上実施し、新規採用時にも必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。<令和6年度改正事項></p> <p>●【市条例第9条(4)】身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>●【市条例第9条(5)】身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>●【市条例第9条(6)】介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>		□	□		
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていないか。</p> <p>●【解釈通知第3-8-4(1)7】通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態とは、登録定員の概ね3分の1以下が目安となる。</p>		□	□	地密基準第177条第8号	
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しているか。</p> <p>●【解釈通知第3-8-4(1)8】「適切なサービス」とは、1の利用者に対して、通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4日以上行うことが目安となるものである。</p>		□	□	地密基準第177条第9号	
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行っているか。</p>		□	□	地密基準第177条第10号	

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第177条第11号	
	特殊な看護等については、これを行っていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第177条第12号	
IV-14 主治の医師との関係	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第178条第1項	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第178条第2項	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。 ●【地密基準第178条第4項】当該指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所が病院又は診療所である場合にあっては、主治の医師の文書による指示及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第178条第3項	
IV-15 居宅サービス計画の作成	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第74条第1項準用	・アセスメントの結果記録 ・サービス担当者会議の記録 ・居宅サービス計画 ・支援経過記録等
	介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第74条第2項準用	・モニタリングの結果がわかるもの ・個別サービス計画
IV-16 法定代理受領サービスに係る報告	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市町村に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書(給付管理表)を提出しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第75条準用	
IV-17 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第76条準用	
IV-18* 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第179条第1項	・主治の意思の指示及び居宅サービス計画に基づく看護小規模多機能型居宅介護計画(利用者の同意があったことがわかるもの)
	介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第179条第2項	・アセスメントの結果がわかるもの
	介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第179条第3項	・モニタリングの結果がわかるもの ・看護小規模多機能型居宅介護報告書
	介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行っているか。	アセスメントシート、フェイスシート等は保管されているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第179条第4項

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等に一部未対応の項目があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	計画に対する同意は、利用開始よりも前に得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第179条第5項	
	介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第179条第6項	
	介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っているか。	モニタリングシート、評価シート等は保管されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第179条第7項	
	看護小規模多機能型居宅介護計画の変更の際は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成と同様の基準を満たしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第179条第8項	
	看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第179条第9項	
IV-19* 介護等	介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第78条第1項準用	・雇用形態(常勤、非常勤)がわかるもの ・サービス提供記録
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における看護小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第78条第2項準用	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と看護小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第78条第3項準用	
IV-20 社会生活上の便宜の提供等	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第79条第1項準用	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第79条第2項準用	
	●【解釈通知第3-4-4(11)2準用】特に、金銭が発生するような手続等を代行する場合には、書面等により事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第79条第3項準用	
IV-21 利用者に関する市町村への通知	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ・正当な理由なしに指定看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ・偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の26準用	
IV-22* 緊急時等の対応	看護小規模居宅介護従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	利用者から、緊急時に連絡すべき主治医等の連絡先をあらかじめ確認しているか。 緊急時対応マニュアル等を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第180条第1項	・運営規程 ・サービス提供記録
	看護職員が現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第180条第2項	

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-23 管理者の責務	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の管理及び指定看護小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第28条第1項準用	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者に当該事業の運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第28条第2項準用	
IV-24* 運営規程	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・営業日及び営業時間 ・指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 ・指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・サービス利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他運営に関する重要事項	利用者負担割合に3割負担についての記載が漏れていないか。 通常の事業の実施地域外の交通費は、実施地域を越えた地点からとなっているか。又、当該料金の算出については1km毎が望ましい。 通常の事業の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域(田原、柳生、大柳生、東里、狹川、月ヶ瀬、都祁)の申込を断っていることはないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第81条準用	・運営規程
	<ul style="list-style-type: none"> ●【解釈通知第3-1-4(21)1準用】従業者の員数については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載して差し支えない。(重要事項説明書に記載する場合も同様) ●【解釈通知第3-4-4(13)1準用】営業日は365日とすること。また、訪問サービスの営業時間は24時間と、通いサービス及び宿泊サービスは、それぞれの営業時間を記載すること。 ●【解釈通知第3-1-4(21)5準用】通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定できるものとする。なお、当該地域は利用申込の調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスを実施することを妨げるものではない。 ●【解釈通知第3-1-4(21)6準用】虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待等が発生した場合の対応方法を指す内容であること。 					
IV-25* 勤務体制の確保等	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	記載項目が漏れていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第30条第1項準用	・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ・雇用の形態(常勤、非常勤)がわかるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ●【解釈通知第3-2の2-3(6)準用】指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、次に掲げる事項を明確にすること。 ・看護小規模多機能型居宅介護従業者の日々の勤務時間 ・常勤、非常勤の別 ・専従の生活相談員 ・看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置 ・管理者との兼務関係 ●【市要項第3章第1の71準用】勤務表を作成する上で、看護小規模多機能型居宅介護従業者が他の職種と兼務の場合は、職種ごとに明確に時間を分けて記載すること。 					
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者によって指定看護小規模多機能型居宅介護を提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第30条第2項準用	

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護小規模多機能型居宅介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。その際、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p> <p>●【市条例第11条】歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めること。</p> <p>●【解釈通知第3-2の2-3(6)3準用】認知症介護に係る基礎研修については、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることにより、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させる観点から実施するものであること。なお、事業所が新たに採用した無資格の従業者については、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。</p>	<p>研修の受講記録は残しているか。 受講していない他の看護小規模多機能型居宅介護従業者にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。</p> <p>○「全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者」＝看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。</p>	□	□	地密基準第30条第3項準用	・研修の計画及び実績がわかるもの
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>●【解釈通知第3-1-4(22)6準用】事業主が講ずべき措置の具体的な内容としては、以下のとおり。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。） ・相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。）</p>		□	□	地密基準第30条第4項準用	・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
IV-26* 業務継続計画の策定等	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>●【解釈通知第3-2の2-3(7)2準用】業務継続計画には、以下の内容を記載すること。 ・感染症に係る業務継続計画 1平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） 2初動対応 3感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ・災害に係る業務継続計画 1平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） 2緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） 3他施設及び地域との連携</p>	<p>【減算適用】 ・業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算有り。（「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までは適用しない。）</p>	□	□	地密基準第3条の30の2第1項準用	・業務継続計画 ・研修の計画及び実績がわかるもの ・訓練の計画及び実績がわかるもの

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>●【解釈通知第3-2の2-3(7)3準用】業務継続計画に係る従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。</p> <p>●【解釈通知第3-2の2-3(7)4準用】業務継続計画に係る訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を年1回以上定期的に実施するものとする。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の30の第2項準用	
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の30の第3項準用	
IV-27* 定員の遵守	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っていないか。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>【減算適用】 定員を超過している場合は、定員超過減算有り。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第82条準用	・ 国保連への請求書の控え
IV-28* 非常災害対策	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>●【解釈通知第3-4-4(16)1準用】消防法上、防火管理者を置かなくてもよい事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第82条の2第1項準用	・ 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た消防計画(風水害、地震対策含む)又はこれに準ずる計画) ・ 運営規程 ・ 避難、救出等訓練の実施状況がわかるもの
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、防災訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p> <p>●【市条例第14条第2項】非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第82条の2第2項準用	・ 通報、連絡体制がわかるもの
	<p>収容人数が10人以上の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、防火管理者の選任及び消防計画を所轄の消防署に届け出た上で、当該消防計画に基づく消火及び避難訓練等並びに消防の用に供する設備等の点検を実施し、それらについて法令で定めるところにより消防署に定期的に届出等を行っているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	消防法第8条	

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-29* 衛生管理等	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第33条第1項準用	
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者にに対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 <p>●【解釈通知第3-2の2-3(9)1準用】 次の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ・特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及び蔓延を防止するための措置について別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ・空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 <p>●【解釈通知第3-2の2-3(9)2イ準用】 感染対策委員会の構成メンバーは、感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成することが望ましい。特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。また、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>●【解釈通知第3-2の2-3(9)2ロ準用】 感染症の予防及びまん延防止のための指針には、次のことを規定すること。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き(厚生労働省)」を参照されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の対策(事業所内の衛生管理、ケアに係る感染対策等) ・発生時の対応(発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携等) <p>●【解釈通知第3-2の2-3(9)2ハ準用】 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。</p> <p>●【解釈通知第3-2の2-3(9)2ニ準用】 感染症の予防及びまん延防止のための訓練については、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとし、年に1回以上定期的に実施するものとする。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第33条第2項準用	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催状況、結果がわかるもの ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況、結果がわかるもの
IV-30 協力医療機関等	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第83条第1項準用	
	<p>●【解釈通知第3-4-4(18)1準用】 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所から近距離にあることが望ましい。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第83条第2項準用	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第83条第2項準用	

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。</p> <p>●【解釈通知第3-4-4(18)2準用】協力医療機関、協力歯科医療機関、その他のバックアップ施設等から円滑な協力を得るため、あらかじめ当該協力医療機関等との間で必要な事項を取り決めておくものとする。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第83条第3項準用	
IV-31(*) 掲示	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>●【地密基準第3条の32第2項準用】指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。</p>	<p>掲示はされているものの、利用申込者からは見えにくい場所に掲示されているケースに注意。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の32第1項準用	
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。(令和7年度から義務付け) <令和6年度改正事項></p> <p>●【解釈通知第3-1-4(25)準用】ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。 <令和6年度改正事項></p>	<p>※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは適用しない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の32第3項準用	
IV-32* 秘密保持	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の33第1項準用	・ 個人情報の利用のための同意書 ・ 従業者の秘密保持誓約書
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>退職後も守秘義務が存続する旨、就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書等への記載や誓約書を徴するなどの措置を講じているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の33第2項準用	
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>利用者又は家族のどちらかにしか同意を得ていないケースや、家族ではなく利用者の代理人として同意を得ているケースは無い。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の33第3項準用	
IV-33* 広告	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の34準用	・ パンフレット/チラシ ・ web広告
IV-34 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の35準用	
IV-35* 苦情処理	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>苦情解決の体制を整備するにあたっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針(厚生労働省通知)」を参考とすること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の36第1項準用	・ 苦情の受付簿 ・ 苦情への対応記録
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>苦情がない場合であっても、受付用紙は作成しておくことが望ましい。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の36第2項準用	
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の36第3項準用	
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、市町村から受けた指導又は助言の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の36第4項準用	

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の36第5項準用	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、国民健康保険団体連合会から受けた指導又は助言の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の36第6項準用	
IV-36 調査への協力等	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定看護小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ●【解釈通知第3-4-4(19)】指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該事業所の運営規程の概要や勤務体制、管理者及び介護支援専門員等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について自ら一般に公表するよう努めるものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第84条準用	
IV-37* 地域との連携等	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 ●【解釈通知第3-2の2-3(10)1準用】運営推進会議をテレビ電話装置等を活用して行う場合に、利用者又はその家族が参加する際は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ること。 ●【解釈通知第3-2の2-3(10)1準用】【解釈通知第3-8-4(9)】運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合は、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催してもよい。 ・利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ・同一の日常生活圏内に所在する事業所であること。 ・合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。 ・外部評価を行う運営推進会議は、単独で行うこと。 ●【解釈通知第3-8-4(9)】指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて自己評価を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において外部評価を行うこと。	○「運営推進会議」＝利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が所在する市町村の職員又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第34条第1項準用	・運営推進会議の記録
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、運営推進会議への報告、運営推進会議からの評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第34条第2項準用	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 ●【市条例第15条】事業の運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第34条第3項準用	

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第34条第4項準用	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物(高齢者向け集合住宅等)に居住する利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第34条第5項準用	
IV-38 居住機能を担う併設施設等への入居	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が併設施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行なえるよう、必要な措置を講ずるよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第86条準用	
IV-39* 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか。<令和6年度改正事項> ●【解釈通知第3-4-3(21)準用】当該委員会は、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましい。 なお、当該委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。<令和6年度改正事項>	※令和6年度改正事項については、令和9年3月31日までは努力義務。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第86条の2準用	・生産性向上のための委員会の開催状況がわかるもの
IV-40* 事故発生時の対応	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-1-4(30)準用】事故に対する対応としては、次に掲げる事項に留意すること。 ・利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が定めておくことが望ましい。 ・指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 ・指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずること。	奈良市への報告等は、奈良市の「介護保険事業者事故報告取扱要領」に沿って行わなければならないが、報告が漏れていないか。 事故報告は介護福祉課に提出すること。 介護事故には至らなかったが、介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリハット事例)について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の38第1項準用	・市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの ・事故に際して採った処置の記録 ・損害賠償の実施状況がわかるもの
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	事故がない場合であっても、記録用紙は作成しておくことが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の38第2項準用	
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の38第3項準用	

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-41* 虐待の防止	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 <p>●【解釈通知第3-1-4(31)1準用】虐待防止検討委員会の構成メンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成するとともに、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>●【解釈通知第3-1-4(31)2準用】虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 成年後見制度の利用支援に関する事項 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 その他虐待の防止の推進のために必要な事項 <p>●【解釈通知第3-1-4(31)3準用】虐待の防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。</p> <p>●【解釈通知第3-1-4(31)4準用】虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、同一事業所内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。<令和6年度改正事項></p>	<p>虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報しているか。</p> <p>【減算適用】 ・虐待の防止に係る措置を実施していない場合には、高齢者虐待防止措置未実施減算有り。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>地密基準第3条の38の2準用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの 虐待の防止のための指針 研修の計画及び実績がわかるもの 担当者を置いていることがわかるもの

介護保険サービス等自主点検表(看護小規模多機能型居宅介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-42(*) 会計の区分	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第3条の39準用	
IV-43(*) 記録の整備	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。 ・ 居宅サービス計画 ・ 看護小規模多機能型居宅介護計画 ・ やむを得ず実施した身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・ 主治の医師による指示の文書 ・ 看護小規模多機能型居宅介護報告書 ・ 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的なサービスの内容等の記録 ・ 地密基準第3条の26(準用)に規定する市町村への通知に係る記録 ・ 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 ・ 看護小規模多機能型居宅介護の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ・ 運営推進会議への報告、運営推進会議からの評価、要望、助言等の記録	運営規程や重要事項説明書等で、保存年限の記載が市条例に定める保存年限(5年間)より短くなっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地密基準第181条第1項 地密基準第181条第2項 市条例第16条	